



保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第6報）

保護者の皆さまには、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様には新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、5月1日付けの「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について【第5報】」により、5月7日から2週間程度の特別保育での対応をお願いしてきたところですが、この度、沖縄県から発出された「沖縄県実施方針における休業要請の部分的解除と県の対応について（5月11日）」に基づき、市内保育施設等における特別保育期間を5月16日（土）までとし、5月18日（月）から通常保育を再開いたします。

一方で、大型連休後の2週間は警戒が必要とされていることから、5月18日（月）から20日（水）までの期間につきましても、可能な限りの家庭保育につきまして、保護者の皆様のご協力を引き続きお願いいたします。

なお、本決定事項は5月13日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

1 特別保育終了日

令和2年5月16日（土）

2 通常保育再開日

令和2年5月18日（月）

3 登園自粛要請期間

令和2年5月18日（月）から令和2年5月20日（水）まで

※家庭での保育が可能な場合（平日にお仕事がお休みの場合、育児休業中・休職中の場合など）で、上記期間中に家庭での保育が可能な日に、引き続き登園自粛への協力をお願いいたします。

4 感染防止対策

- ・手洗いや咳エチケットの徹底（可能な限りマスクの着用をお願いします。）
- ・園児またはそのご家族に風邪症状（発熱、咳、倦怠感等）がある場合は、登園を見合わせるようにお願いします。
- ・登園自粛中に県外等の渡航歴がある園児は、2週間の自宅待機をお願いします。

名護市子ども家庭部保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）